

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 藤田 元康
【住所又は本店所在地】	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ
【報告義務発生日】	平成28年11月24日
【提出日】	平成28年11月30日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社極洋
証券コード	1301
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タクミ・キャピタル・リミテッド（Takumi Capital Limited）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1209、グランド・ケイマン、23 ライム・ツリー・ベイ・アベニュー、スウィート #4-210 ガバナーズ・スクウェア、私書箱32311
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成23年11月4日
代表者氏名	ローラ・メドレー
代表者役職	取締役
事業内容	投資業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ 弁護士 藤田 元康
電話番号	03-6212-1200

(2)【保有目的】

有価証券リパッケージ取引

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	593,471	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	593,471	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		593,471
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		593,471

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成28年11月14日現在)	V	10,928,283
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		5.15
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成28年9月29日	新株予約権付社債券	237,388	2.06	市場外	取得	3,366.96
平成28年11月24日	新株予約権付社債券	356,083	3.09	市場外	取得	3,370

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

< 提出者が締結するTrust Deed >

新株予約権付社債券を裏付け資産として提出者が発行するリパッケージ債券及びワラントに係るPrincipal Trust Deed (契約当事者: リパッケージ債券及びワラント発行者としてのTakumi Capital Limited (以下「Takumi」) 及びトラスティーとしてのBNY Mellon Corporate Trustee Services Limited (以下「BNYMCTS」)) 並びに2種類のSupplemental Trust Deed (契約当事者: リパッケージ債券及びワラント発行者としてのTakumi、トラスティーとしてのBNYMCTS、カストディアン兼発行及び支払代理人兼ワラントに係るエージェント兼リパッケージ債券に係る計算代理人としてのThe Bank of New York Mellon (以下「BNYM」)、担保処分代理人兼ワラント計算代理人兼リパッケージ債券に係るエージェント兼スワップカウンターパーティー兼スワップ計算代理人としてのSMBC Nikko Capital Markets Limited (以下「Nikko」)) (なお、Principal Trust Deed及び2種類のSupplemental Trust Deedに基づき提出者の保有する当該新株予約権付社債券に英国法担保権が設定され、その対象となる新株予約権付社債券の数量は額面2,000,000,000円相当である。)

< 提出者が締結するAgency契約 >

Note and Warrant Agency Agreement (契約当事者: リパッケージ債券及びワラント発行者としてのTakumi、トラスティーとしてのBNYMCTS、発行及び支払代理人兼ワラントに係るエージェント兼リパッケージ債券に係る計算代理人としてのBNYM、支払代理人兼登録機関兼振替代理人としてのTHE BANK OF NEW YORK MELLON (LUXEMBOURG) S.A.、担保処分代理人兼ワラント計算代理人兼リパッケージ債券に係るエージェントとしてのNikko)

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	2,000,000
上記 (Y) の内訳	リパッケージ債券発行代り金
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	2,000,000

【借入金の内訳】

名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)

【借入先の名称等】

名称 (支店名)	代表者氏名	所在地